

東都医保発第3号  
(地区第1号)  
令和2年4月1日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
理事 魚住 葵  
黒 瀬 巖



在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算の算定について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その5)」につきましては、令和2年3月13日付東都医保発第3393号(地区第1638号)にて、貴会にお送りいたしました。

当該通知の間2において、過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、患者等に対して療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算が算定できることが示されました。

このことについて、東京都医師会で下記の点について関東信越厚生局に確認しており、このほど回答がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

問1

在宅療養指導管理料の中には、在宅酸素指導管理料及び酸素濃縮装置加算など、機器を設置して在宅で療養する治療があるが、これは、その5に示された「十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合」に該当するののか？

< 答 >

該当する。

問2

問1で該当するとなった場合、算定開始日はいつか？

< 答 >

通知の日(令和2年3月12日)から算定可能。

(公社)東京都医師会 医療保険課 前田・副島・近藤  
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097